

## 令和8年度三原市企業版ふるさと納税マッチング支援業務仕様書

### 1 業務名

令和8年度三原市企業版ふるさと納税マッチング支援業務

### 2 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

### 3 業務目的

本市事業の魅力発信及び財源確保に向けて、市外に本社を有する企業（以下「市外企業」という。）に対して、「第3期三原市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲載する特徴的な事業をPRし、地方創生応援税制（以下「企業版ふるさと納税」という。）の獲得に取り組む。

### 4 業務内容

#### (1) 企業版ふるさと納税 PR 資料の作成

「第3期三原市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を参考に、市外企業に本市への企業版ふるさと納税をPRするための資料を作成する。

なお、PR 資料は、市外企業の関心が高い分野の事業を選定する等、受注者の知見を生かした効果的なものとする。

#### (2) 市外企業へのPR活動

(1)で作成したPR資料等を活用し、受注者のネットワークを生かして市外企業へのPRを行うこと。また、企業版ふるさと納税によるメリット等も適宜説明し、企業の関心と共感を高めること。

なお、企業への説明内容は、概ね次の通りとすること。

- ・企業版ふるさと納税の概要（目的、税制優遇の内容及び企業メリット等）
- ・寄附対象事業の概要（実施目的、事業内容及び寄附金の用途等）
- ・寄附特典の内容（市ホームページへの掲載、感謝状の贈呈等）
- ・その他、受注者が必要と考える事項や企業が求める事項等

#### (3) 市外企業への寄附の働きかけ・仲介

(2)で関心を示した市外企業に対して、寄附の働きかけを行うこと。

また、市外企業から寄附の意向があった場合は、当該企業が暴力団その他反社会的勢力に該当しないことを確認した上で発注者に報告し、「寄附申出書」の受領等について指示を受け対応すること。

#### (4) 企業版ふるさと納税に関する本市への情報提供

(2)により得た市外企業からの意見や、市外企業の関心が高い分野の事業等、受注者が保有する企業版ふるさと納税に関する有益な情報を発注者に提供すること。

### 5 業務の進捗報告

受注者は、業務の実施状況（PR 件数、PR した企業が立地するエリア等）について、定期的に発注者に対し報告を行うものとする。

なお、報告頻度等は、発注者との協議により定めるものとする。

### 6 その他

(1) 受注者は、発注者と連絡調整を十分に行い、円滑に業務を実施すること。

(2) 受注者は、本業務実施過程で疑義が生じた場合は、速やかに発注者に報告し協議を行い、その指

示を受けること。

- (3) 受注者は本業務上発生した障害や事故については、大小にかかわらず発注者に報告し、指示を仰ぐとともに、早急に対応を行うものとする。
- (4) 受注者は、本業務で知り得た機密、個人情報等について、秘密保持を厳守すること。
- (5) 受注者から引き渡しを受けた成果物に係る著作権（著作権法第 27 条及び 28 条に規定する権利を含む。以下同じ。）は、発注者に帰属するものとする。ただし、受注者が権利を有する著作で、あらかじめ受注者が明らかにするものを除く。
- (6) 納入される成果物について、第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物等」という。）が含まれている場合には、受注者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続を行うこととする。また、受注者の責に帰する事由により著作権関係の紛争が生じた場合は、受注者の責任において処理するものとする。
- (7) 業務の一部の再委託をする場合は、あらかじめ発注者の承諾を得るものとする。